

令和3年 第13回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和3年8月26日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和3年8月26日

東京都教育委員会第13回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第77号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

第78号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第79号議案

東京都公立学校長の任命について（令和3年9月1日付）

第80号議案から第82号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 夏季休業明けの都立学校の対応について
- (2) パラリンピック競技大会における学校連携観戦について
- (3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	藤 田 裕 司
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤 田 裕 司
次長	松 川 桂 子
教育監	増 田 正 弘
技監	矢 内 真 理 子
総務部長	安 部 典 子
都立学校教育部長	谷 理 恵 子
指導部長	藤 井 大 輔
人事部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	稻 葉 薫
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
（書 記） 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和3年第13回定例会を開会いたします。

本日は、NHKほか15社からの取材と、9名の傍聴の申込みがございました。また、NHKほか13社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可いたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用し、換気を良くするため扉を開けたまま議事を進行させていただきます。傍聴の皆様もマスクの着用など、感染拡大防止に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、新井委員をお願いを申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 7月8日の令和3年第11回定例会議事録及び臨時会議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を

頂きたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、7月8日の令和3年第11回定例会議事録及び臨時会議事録につきましては御承認を頂きました。

机上に7月27日の令和3年第12回定例会の議事録が配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第79号議案から第82号議案まで及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第77号議案

令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について

【教育長】 それでは、第77号議案「令和4年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の採択について」の説明を指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 第77号議案資料を御覧ください。

本日は、都立高校、都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部において、令和4年度に使用する教科書の採択について御審議をお願いいたします。

1にございますように、教科書の内容や、これまでに都教育委員会で作成しました教科書調査研究資料、各都立高等学校等による選定状況などを総合的に判断し、来年度に、各都立高等学校等で使用することが適当な教科書について、学校ごとに採択を行っていただくものでございます。

2の表を御覧ください。

本日採択をいただく教科書について、(1)は新学習指導要領に基づく、主として低学年用に新たに発行される教科書について、国語などの共通教科11教科と、農業などの専門教科6教科の文部科学省検定済教科書及び農業など4教科の文部科学省著作教科書でございます。

(2)は、旧学習指導要領に基づく、主として中学年・高学年用の教科書について、国語などの共通教科10教科と、農業などの専門教科6教科の文部科学省検定済教科書及び農業など4教科の文部科学省著作教科書でございます。

次のページを御覧ください。学校における教科書の選定の流れについて御説明いたします。

1から3にありますように、各都立高等学校等では、校長の責任の権限の下、校長を委員長とする教科書選定委員会を設置いたしまして、教科書の調査研究を行い、各学校における生徒の実態等を踏まえまして、最も適切な教科書の選定を行っております。なお、調査研究に当たりましては、今年度までに都教育委員会の作成した高等学校用教科書調査研究資料等を活用しております。

4と5になりますが、各学校からは、選定結果について、具体的な選定理由とともに、教育庁指導部へ報告がございました。指導部におきましては、教育課程との照合などの確認をし、必要に応じて指導を行っております。各学校の選定状況をまとめたものが、この後御説明する別紙1、別紙2となります。

議案資料の始めに戻りますが、こちらの2にある各学校による選定状況の概要を一覧にしております。

まず、(1)の新学習指導要領に基づく教科書について、選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書で265種類、文部科学省著作教科書で7種類の、合計272種類でございました。

(2)の旧学習指導要領に基づく教科書についてでございますが、選定した種類数の合計は、文部科学省検定済教科書で620種類、文部科学省著作教科書で29種類、合計649種類でございます。その多くが本年4月に文部科学省が発行した、令和4年度使用高等学校用教科書目録に登載されている教科書でございますが、昨年度までに採

択した教科書のうち、令和4年度使用の目録には登載されなくなったものの、使用する教科書が37種類ございます。具体的には、現在特別支援学校で使用されている点字教科書の原典となる教科書や、昨年度以前に購入済の教科書を学年を超えて履修するため、今年度も使用する教科書などがそれに該当いたします。

学校ごとの選定状況につきましては、この別紙1に各都立高校と都立中等教育学校後期課程で選定された教科書の資料をまとめてございます。

次の二つのページに、学校別・課程別の一覧をお示ししております。それぞれの選定結果を各ページに示してございます。1ページと2ページは一つの例でございますが、一橋高校定時制の選定一覧でございます。このように各校の一覧を付けてございます。

別紙2に各都立特別支援学校高等部で選定された教科書の資料をまとめてございます。次のページは学校別・教育部門別の一覧でございます。1ページに例といたしまして、文京盲学校の選定一覧でございます。このように各学校の選定の一覧を付けております。これらをこのたび採択を行っていただく教科書の案としてお示しをさせていただきました。

右上に「参考」とある資料を御覧ください。こちらが都立高校と都立中等教育学校後期課程で選定された教科書の教科別の選定状況について、参考として図表にまとめたものでございます。新学習指導要領に基づく教科書について、国語などの共通教科を教科ごとに、その教科・科目の教科書を選定した学校数・課程数と、教科書種類数を示し、その右隣に最も選定の多かった教科書を記載しております。なお、学校数については、一つの学校で全日制と定時制など複数の課程がある場合は、課程ごとに教科書を選定しているほか、一つの教科につき2種類以上の教科書を選定している学校があることから、それらを合わせて集計しております。

2ページから11ページにかけましては、新学習指導要領に基づく教科書について、教科・科目ごとに、学校による選定状況を、どの教科書発行者のどの教科書をどのぐらいの数の学校が選定しているか、表とグラフにいたしましたものでございます。

具体的に2点ほど例を御説明いたします。3ページの上段の「地理総合」になりますが、141学校・課程で発行者5者の教科書を選定しておりますが、これらのうち太

枠で囲っております帝国書院の教科書を合計で82、全体の58.2%の学校が選定している結果となっております。それからもう一つ例でございますが、6ページの上段の「科学と人間生活」、こちらは73の学校・課程で、発行者5者の教科書を選定しておりますが、これらのうち数研出版の教科書を合計で20、全体の27.4%の学校・課程で選定しており、最も多くなっております。また第一学習社の教科書も多く選定されている状況です。

12ページから31ページにかけましては、旧学習指導要領に基づく教科書の選定状況でございます。説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。それでは御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 基本的にこの選定については、学校でしっかり選んでいただいたものになりますので、これでいいのかなとは思いますが、ただ質問が1点と、コメントが一つ。細かいことではあるんですけども、先ほどのお話で、一つの学校で複数の教科書というお話があったんですけども、そのケースというのはどういうことなのかというのを伺いたくて。課程別では分かるんですけども、一つの学校なのに複数同じ教科の教科書を選ぶというケースというのは、どういう場合にあるのかなというのが疑問に思ったものですので、御説明いただければと思いました。

もう一つは、いつもこの教科書の採択に当たっては、非常に膨大な資料を作っていた上で、本当に大変な御尽力をされているなと感じているんですが、先日の小学校の教科書の採択のときに、新井委員がとても面白いというか、大事な話をしてくださって、なるほど、そういうところにやはり今まで自分たちもきちんと目が向けられていない部分があったなというのが、そのときは道徳の教科書で、こんなお話がどうなんだろうというようなお話がありましたけれども、先生方がこれからこの採択された教科書を使っていく中で、次の採択のタイミングで調査をしても、なかなか声が拾えないという場合があると思いますので、使われていく中でそういった気付いたこと、特に現場の先生方が気付かれたことを少し拾い上げるような、何かそういう仕組みが

あると、調査資料も本当に多岐にわたっているんで、読み込むことも十分にできていないので、もしかしたら既にそういうことをされているのかなとは思いますが、やはり僕らが見るときに、定量的に表されるところにどうしても目がいつてしまって、先日のお話にあったような中身のところを十分に理解できず、どういうところが特徴であったりということが理解できずに調査資料を読んだりしているときがありますので、調査資料を見る、取り上げていただく観点も、少しそういう仕組みができると、より参考になる情報を頂けるのではないかなと思いますので、御検討いただけないかなと思いました。コメントです。

【指導部長】　　まず1点目の御質問でございますが、複数の教科書を選ぶパターンですが、例えば一つの学校の中に、コースといいますか、文系と理系で分かれた場合、例えば理科や数学の教科書、あるいは英語の教科書が変わっていると、あるいは習熟度別に、少し進んでいるコースと通常のコースとで教科書を変えたりということで、教科書が複数存在するというところでございます。

それから、今、御意見を頂きました。前回もお話させていただいたのですが、学校で教科書をどう使っていくかというのは非常に大事で、教科書でこれからは学習していくということが非常に大きな視点になりますので、これまでも行っているのですが、指導主事が学校を通じ、教科書をどう使っていくか、学習指導要領が変わりますので、そういった点を情報収集したりですとか、そういった点を踏まえながら、調査研究資料等をどういう改善ができるか少し考えさせていただければと思っています。

【北村委員】　　はい。よろしく願いいたします。

【教育長】　　新井委員、お願いいたします。

【新井委員】　　まだ新しい教科書を拝見していませんけれども、国語の言語文化というのが、小説であったりや、古文などというようなものが入る、新しいタイプの国語の教科書になると思います。この新しい指導要領になる前の国語の教科書を全社調べたところ、小説の書き手が圧倒的に男性が多いということと、それと必ず夏目漱石の『こころ』と、それは必ずほぼ入っていて、あとは中島敦の『山月記』は必ず入っています。それで場合によっては森鷗外の『舞姫』か『高瀬舟』が入っているという、その構成が昭和30年代からほぼ変わっていないということは、こんなに私が生

まれた頃から還暦になるまで変わらないというのはどうなんだろうということは、考えるべきことかなと思っています。例えば詩歌とかエッセイであれば女性はいいけれども、主に多くの時間を割いて学ぶ文学というのは、男性のいわゆる文豪と呼ばれているもののエリート男性の苦悩という、同じものを3回やるというのはいかがなものかとも思います。ですので、調査をされるときに、女性の書き手が何人小説にいるかとか、そういうようなジェンダーの観点も是非表にすることによって、高校に対してもう少し多様なものを子供たちに読ませるという方向性も大事かなと思っています。

もう一つなんですけれども、やはり今使われている教科書の中身を全部読んでみますと、地学とか、いろいろなところで、複数の読みが可能であるような曖昧文がかなり多く使われているということがあります。そういうことについて、なかなか教科書会社と教育委員会が意見交換をする場というのが持ちづらくなっていて、フィードバックがかけにくくなっているんですけれども、何らかの、法的に問題がないような方法で、こういう書かれ方をされると子供が曖昧性があって誤読をするということについて、フィードバックがかけられる方法というのが模索できるといいなと思います。

以上です。

【指導部長】 1点目につきましては、調査研究項目としてまた考えますので、参考にさせていただければと思っております。

2点目につきましては、どういう方法があるか、もう少し考えさせていただきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 保健体育は現在とても重要だと思います。新型コロナで経験しているパンデミックとか、それから予防接種の重要性など、時代に合った教育ができるようになればいいと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。

— 〈異議なし〉 —

それでは、本件につきましては、原案のとおり承認を頂きました。

第78号議案

特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、次に第78号議案「特別免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、人事部長からお願いをいたします。

【人事部長】 それでは第78号議案、特別免許状の規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

令和3年5月、文部科学省の作成する特別免許状指針が改定されたことに伴いまして、今回、特別免許状に関する規則の一部を改正するものでございます。

まず1の指針改定の概要でございます。改正の具体的な内容の前に、特別免許状の概要等について御説明をいたします。

(1)の①ですが、特別免許状とは、教員免許状を持たない優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れ、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、都道府県教育委員会が教育職員検定を実施の上、免許状授与の可否を決定し授与するものでございます。特別免許状の有効期間は10年間でございます。授与された都道府県内のみで授業等を行うことができるものでございます。

②の特別免許状授与の審査・検定方法でございますが、申請者を雇用しようとしている学校の校長等からの推薦に基づきまして、人物や専門的な知識・技能についての書類審査と教職課程のある大学の学長等や校長による面接を行った上で、教育職員として免許状を授与することがふさわしいとされた方に特別免許状を授与するものでございます。

③の都教育委員会における授与実績でございますが、ここ数年間は年間50件から60件程度授与してございます。申請は都内の私立学校が9割以上で、また教科は英語が約7割でございます。

次に(2)の指針改定の目的でございますが、指針は都道府県教育委員会に対し、

特別免許状授与に当たって参考として示されたものでございます。今回、中央教育審議会の議論等を踏まえまして、都道府県教育委員会における特別免許状のより積極的な授与を促すため、文部科学省において改定されたものでございます。

(3)の指針の主な改定内容でございます。主な改定点は4点でございます。

まず①の授与対象要件の緩和でございます。特別免許状は表に記載のア又はイのどちらかを満たす者に授与が可能となっております。アは授業に携わった経験、例えばALTの授業補助など、学校において教科に関する授業に携わった経験のある場合でございます。従前は1学期間以上かつ600時間以上の授業経験が必要でございましたが、今回の改定によりまして、600時間以上の部分は削除されて、1学期間以上の経験があれば授与することが可能となりました。

イは専門分野に関する勤務経験、例えば企業等での経験がある場合でございます。今回の改定によりまして、この条件に該当する経験の対象を広げて、NPO法人等を含むこととなりました。

2ページになりまして、次に②の第三者による面接実施条件の緩和でございます。特別免許状の授与に当たって実施する面接につきまして、従前は学識経験者による面接が適切とされておりましたが、今回の改定では、原則は面接実施を行います。必ずしも面接の方法によらないことも許容されることとなりました。例えば申請者が特別免許状・臨時免許状の授与を既に受けている場合ですとか、特別非常勤講師として勤務しており、勤務状況を任命者等が把握している場合などでございます。

次に、③の特別免許状の授与手続の迅速化等でございます。この部分は新設されたものでございまして、都道府県教育委員会の事務負担には配慮しつつも、できるだけ迅速な手続が可能となるよう、授与に係る手続について、申請は常時受け付けなどが望まれるとされてございます。

最後に④の特別免許状所持者の配置割合の廃止でございます。従前は特別免許状所持者の配置割合について、学校ごとに全教員の5割までとされておりましたが、この配置割合の基準が廃止されました。

これらの指針改定の内容を踏まえまして、2の、こちらは東京都教育委員会規則でございますが、特別免許状に関する規則の主な改正内容でございます。

まず、（１）の授与対象要件の緩和でございますが、この項目につきましては、規則に基づく要綱において規定している内容でございますので、指針の改定内容を踏まえまして、指針と同様に別途教育長が要綱改正を行うこととしてございます。

次に、（２）の第三者による面接実施条件の緩和でございます。これは書類確認をもって面接に代えることを可能とするというものでございまして、具体的な場面といたしましては、臨時免許状もしくは特別免許状を授与されたことがある場合、特別非常勤講師として教科に関する授業に携わっており、かつ任命権者がその勤務実態を把握している場合、又はその他教育長が別に定める場合といたしまして、例えば申請者が普通免許状を既に所持している場合などでございます。

次に３ページにまいりまして、（３）の特別免許状の授与手続の迅速化等でございます。現在、免許状の授与日を４月１日、９月１日、１月１日の年３回と定めておりますが、これに加えまして、教育委員会等で認める場合においても授与が可能になるよう規定を整備いたしまして、通年での授与に対応いたします。

その下の（４）の特別免許状所持者の配置割合の廃止でございます。特別免許状所持者の配置割合の基準を廃止いたしまして、様式から当該箇所を削除いたします。

最後に（５）その他でございます。本人の申請に基づき、免許状等に氏名に加えて旧姓と通称名を併記できるように、国の省令が改正されましたので、所要の改正を行います。

３の施行日でございますが、公布の日から施行いたしたいと存じます。

なお、４ページ以降に、改正規則と新旧対照表の方をお示ししてございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いを申し上げます。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 これからの非常に多様な教育の在り方を考えたときに、こういった特別免許状を持って、社会経験等を踏まえて、豊かな教育実践をしていっていただく人材が増えるというのは好ましいことかなと思っておりますが、２点質問があるんですけれども。

1点目は、今まで私立の学校からの申請がほとんどであったということですが、公立の学校にとっては、どうしてこういう人が少ないのかなど。何か難しい問題があるのか、地域人材の活用等は公立学校でも当然ながらいろいろ進めていると思うんですが、なぜこれまで私立がこれだけ多くて、何となく想像は付くんですけども、例えば採用試験に受からなかったような方で、私立の学校で採用するということにこういう免許状を出すのか、申請するのかなど、いろいろなケースがあるかとは思いますが、もう少しこれから公立の学校でもこういう申請が増えてもいいかと思うんですけども。そのためには何が問題というか、何かがあって今まであまり申請がなかったのかと想像しますので、その辺りについて教えていただけないかというのが1点目です。

2点目は、文科省の方で考えることですので、これはお答えはなかなか難しいのかと思うんですけども、普通免許状がこれから免許更新制度が変わる中で、有効期限10年というのがどうなるのかというのは、これから更に議論がされるかと思うんですけども、この特別免許状も、今は普通免許状も10年ですよ、それに合わせてこれは10年になっているのかと思うんですが、普通免許状の方の免許更新の制度が変わると、この特別免許状の制度もそれに連動してまた変更される可能性があるのか。この辺りは文科省でないと分からない部分もあるかもしれませんが、疑問に思ったものですので質問させていただきました。よろしくお願いします。

【人事部長】 まず公立学校の活用ですが、私立学校に比べて現在少なくなっています。公立での使い方といたしましては、例えば都立国際高校のバカロレアコースにおきまして、英語を使って数学とか物理とかを教えられる人材という方、これがなかなかいらっしゃらないので、いらっしゃってもいわゆる普通免許を持っていない方になりますので、そういった方に特別免許等を授与してございます。

今まであまり進まなかった事情といたしましては、特別免許状の制度自体ができたのは昭和の終わりの辺りでありまして、やはり普通免許がベースであって、特別な知識・経験のある方には特別免許を使えるよということが始まったんですが、なかなかやはり普通免許の文化があって進んでいかないという中で、私立学校の方では比較的、普通免許を持っていなくてもこの方なら大丈夫だという方を独自に任命権者の方で判断して、申請される方が現状多いのかと思います。

公立でも正にこういったような、今回の特別免許状規則の背景にあるような、優れた知識・経験を有する方を学校の中で活用しようというものは公立の方でも求められておりまして、私どももそういった方向で施策を動かしつつあるところであります。例えば今年度の新規事業であるんですけれども、教員免許は持っていないけれども、資質のある優れた方を学校活動に活用しようということで、例えばと言いますか、現在やっておるのは、小学校の3年生、4年生の外国語活動において、英会話教室の講師の方ですとか、航空会社の客室乗務員など英語能力が素晴らしい方、でも免許は持っていないよという方につきまして、何とか学校の方に入れようということで事業をスタートさせているところであります。現在、この夏は該当の方を選定いたしまして、学校教育の基礎の部分ですとか、授業をやるときの授業展開の方法とかの研修を今やりつつあるところでありまして、2学期のもうちょっと進んだところから導入したいなという、そういうことに取り組み始めたところでございます。

2点目の免許更新制の見直しの中教審でも始まっておりまして、今後どうなるんだろうかというところでございますが、正に法令の制度改正でございますので、申し上げづらいのですが、特別免許もそういう制限を維持するのか、やはり普通免許もやるのなら文科省の方できっと検討されるのかなと思っています。

【北村委員】 ありがとうございます。今、公立の方でもこういった形の制度の活用ということはとても良いことだと思いますので、是非積極的に進めていただきたいということと、今後どうなるかは分かりませんが、今のシステムであっても、例えばこういう特別免許状の方は、もしかするとこれから増えていったときに、必ずしも学校現場に常に残るわけではなくて、何年か学校で教えたけれどもまた企業に戻られたりとか、どこかに戻られたりということもあると思うんです。そういったときに、例えばTEPROを活用するのか、ほかにもいろいろな方法があるのか分かりませんが、是非こういう人材のプールを、TEPROをせっかくつくったので、ああいったものを活用しながら、情報を学校に十分に提供して、こういった免許を持っている方々が民間等の経験を踏まえてまた戻ってくるとか、そういう人材の流動性を高めるような形で生かしていただけるといいなど。特に有効期限がなくなった場合には、かなりそういう方がうまく生かせる道というのが出てくるのかもしれないなと思います。

ので、御検討いただければと思います。

【人事部長】 さっき御紹介した、小学校3年生の外国語活動のところでも、TEPROと連携してやっていますので、是非そういった方向で進めていきます。

【教育長】 新井委員。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。これもやはり国の方で決めていることなので、ここでどうのこうのということではないと思うんですけども、4番の特別免許状所持者の配置割合の廃止と、学校ごとに全教員数の5割までの基準を廃止ということに関して、もちろんプラスの方に考えれば、多様な人材が学校で教えられるようになるというメリットがある一方で、特に私立などで、都の教育委員会はなかなか実体を入れて把握しづらいところで、学校の体を為していないようなところが出ないかどうかということは、きちんとモニタリングをしていかなければいけないことだと思っています。もちろん学校としては、きちんと指導要領の内容をやっていくということが法で求められるわけなんですけれども、ただモニタリングに関しては、学校設置者が報告書を書いたりとか申請書を書いたりというようなことになってしまいますので、この基準が廃止されると、ほぼ全員実は教員免許持っていませんという学校が理論上は出てきてしまう。それが私立学校だったときに、なかなか中に入ってモニタリングができないということが都内で起こらないように、工夫が必要だろうなと思います。

以上です。

【人事部長】 東京都教育委員会は、公立学校の方を直接やっておりますけれども、私立学校の方については知事部局の方の所管になっておりますので、直接はできないんですが、ただ先生の御心配は分かりますので、所管のところにお伝えしたいと思っております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 自分的には、文科省の改定に沿った改正だと思いますけれども、北村委員もお話になっていたように、こういう社会で活躍している人とか、学校の先生と違う能力を持った人たちが学校現場に入ってくるというのは、非常に良いことだと

思います。ただ、御指摘のように、公立学校ではまだ少ないということですが、小学校で英語が教科化されるとか、そういうことになってくると、小学校段階でこういう人材を活用するというのが、採用していくということが必要になってくるのかなと思います。

それから外国語以外で、どういう教科、これは私立の方が中心ということで、公立学校では考えていないんだと思いますけれども、公立学校でもし外国語以外でもって、こういう教員を採用する、あるいは考えられるとすれば、どのようなことがあるのか。あるいは私立で、今、実績として7割が外国語ということですが、私立でこういう特別免許状を授与された教員というものを、ほかの教科ではどんなものが行われているのか、またもしそれが良ければ公立学校でも参考にするということが出てくるのかなと。私もボランティアで、もうかなり長い間、学校現場に出て行って、社会の仕組みやお金の話など、そういう授業をやってきましたけれども、先生方がむしろ一緒に授業をしていて、子供たちよりも先生方が熱心に聞いているということがありましたので、非常に全体のレベルアップと言いますか、幅が広がるという意味では良いことだと思いますので、これを機に拡大できるものがあれば拡充していただければ。

以上です。

【人事部長】 まず私立学校の7割以外のところの活用なんですけれども、多いのは、例えば理科ですとか数学ですとか、地理・歴史、ただこれを更に深掘りすると、実は私立学校でもバカロレアをやっていますので、そういった事情が多いようございます。

それと英語以外での活用ということについては、各教科全部一応活用可能なんですけれども、例えばということで申し上げますと、例えば体育の授業で、体の動かし方とか、身体活動の優れている方、例えばスポーツジムか何かのインストラクターとか、そういった方を活用できるかもしれないなと思うんですが、今は実績がないので、何とも申し上げられませんが、様々な研究をしていきたいなとは思っています。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 委員の皆様方がおっしゃったように、これからのこの学校教育の中

で、こういった多様な経験を持たれた人材が生かされていくということは、非常にすばらしいと思うんですが、一方で、この制度が整っても、その優秀な人たちが学校で教えたいと思うのかどうかということですね。やはりそこはすごく大事なところだと思うんですね。是非子供たちの教育に自分は携わりたいとか関わりたいと。それは多分、今、改革もしていますけれども、例えば働き方の改革であるとか、そういったこの制度だけではなくて優秀な人たちが関わってみたいというようなその側面も、同時に是非考えていただかないと、制度があってもなかなか応募されないとか、免許を取らないということだと、絵に描いた餅になってしまいますので、是非そこも少し長期的な視野で考えていただければと思います。

【人事部長】 文科省の中教審の中で、これからの学校組織は、今まで緊密な集団だったんだけど、そうではなくて、多様な知識・経験を持つ人材で構成されるのが望ましいという、正に社会全体で支えた方がいいんだという、そういう考え方を出しています。なので、学校教育を教育委員会や正に正規教員だけでなく、社会全体で支えるんだという、その雰囲気づくりに私たちも取り組んでいく必要があるなと思っています。

【教育長】 北村委員。

【北村委員】 今の山口委員の御意見に賛同しまして、例えば大学の特に博士課程で博士号を取っても、就職できなかつたりというケースで、ポストク問題というのがすごく大きな問題になっていますが、彼らは大学にいるんだから教員免許を取ればいいのではないかと、やはり研究等に時間を使いたいものですので、なかなかそこで教職の授業を受けるのは大変ですから、そういう人材も少し、この(3)①のアに当てはまるような形で、1学期間少し授業を経験していただいた上で、こういった免許状を出すということで、博士人材の活用とか、そういったことも是非東京都として、せっかく大学もたくさんある東京ですし、東京の大学である必要はないですけども、学校もたくさんある東京都ですから、そういうことをメッセージとして出していくと、ほかの道府県でも、なるほど、そういう形で人材活用ができるのではないかと、メッセージになると思いますので、そんなことも是非御検討いただけたらと思います。

【人事部長】 おっしゃるとおりでございますので、研究といいますか、考えてい

きたいなと思っています。

【教育長】 秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 この制定によって、間口が広がるということは非常に良いことだと思います。ただ、足を引っ張りたくないんですけども、過去に性犯罪とか、そういう既往のある方をどのようにチェックしていくかということも、併せて検討していただくといいと思います。

【人事部長】 そういうような性犯罪等で免職になった方、性犯罪に限らず免職になった方は、官報に登載されて、40年分全国で見られるようになっておりますので、採用する場合にはそういったものをももちろんチェックして、そういった者を採用しないようにしていきたいと思っています。

【新井委員】 今おっしゃったのは、元教員の場合です。

【人事部長】 失礼しました。免許を持っていない方は、それには載っていないですね。なるべく手を尽くして、そういったものは排除するようにしていきます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見ございませんようでしたら、本件は原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。―〈異議なし〉―

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認を頂きました。

報 告

(1) 夏季休業明けの都立学校の対応について

【教育長】 それでは、次に報告事項(1)「夏季休業明けの都立学校の対応について」の説明を、教育政策担当部長からお願いいたします。

【教育政策担当部長】 それでは、夏季休業明けの都立学校の対応について御説明をさせていただきます。

8月17日に学校宛てに、緊急事態宣言の延長と休業明けの留意事項については通知をしたところでございますが、デルタ株が猛威を振るい、かつてないスピードで感染

が拡大し、児童・生徒等への感染も急拡大している状況があります。8月20日に文科省からも新学期に向けた感染症対策の徹底に関する通知が発出されたところでございます。こうしたことから、感染力が強いデルタ株に対する感染症対策の強化策を盛り込んだ形で、9月末までを対策強化月間と位置付けまして、集中的な取組を行うことといたしました。今後、追加の対策を検討していく予定でございます。

それでは、内容について、資料に従って説明をさせていただきます。

まず1、これまでも実施してきたところでございますが、分散登校や短縮授業の確実な実施ということで、昼食時間を避ける形で、昼食前に下校するような短縮授業の実施、分散登校、それからオンライン授業を組み合わせました分散登校の実施などを徹底してまいります。また、時差通学を徹底します。

2としまして、デジタルツールを活用した密を避ける活動の徹底でございます。ICT端末を活用して、感染リスクの更なる低減を図るための工夫を行うこととします。例えば文化祭等の学校行事の実施に当たりましては、実施時期の検討や、学年別の分散実施のほか、校内でのオンライン発表会など実施方法の工夫を行います。また、オンライン配信を活用して、残念ではございますが、外部からの保護者を含む来場者は入れずに実施をするような方法を検討いたします。

3、ディスタンスの確保でございます。感染力の強さということがあり、身体的距離を確保するため、必要に応じて大教室を活用するなどの工夫をし、児童・生徒同士の間隔の確保を徹底いたします。文科省の通知では、可能な限り2メートル、最低1メートルとするような目安が示されてございます。それから、座席の間隔のみならず、頻繁な換気を組み合わせるということで、4にございますが、常時換気の実施ということで、密閉を回避するため、教室、体育館や武道場などでは可能な限り常時換気を徹底いたします。また常時換気設備等を稼働させることとして、様々な形での工夫を行います。

5番の正しいマスクの着用でございますが、感染予防には最も効果が高いということで、不織布マスクの使用を基本とし、正しいマスクの着用方法についても指導することといたします。

6、特別支援学校での取組でございますが、特に丁寧な健康状態の把握が必要な肢

体不自由特別支援学校におきましては、これまでも必要な児童・生徒に対してはバイタルチェックを実施してございますが、全児童・生徒に対してチェックを実施することといたします。

7、児童・生徒への個別の配慮でございますが、特に配慮が必要な児童・生徒に対しては、これまでも個別に対応してまいりました。また夏季休業明けは、子供の心のケアや学習面、それから長期休業明けということで、生活習慣の確立においても重要な時期です。様々な形で感染予防等により不安になって登校できない児童・生徒等もございますので、全児童について健康状態や学習状況を把握し、オンライン等を活用するなどして、必要な児童・生徒には個別に対応を実施してまいります。

8、区市町村教育委員会への周知でございますが、都立学校の対応を周知するとともに、次の2点の事項については特段配慮を依頼してございます。

(1) は、学びの継続に向けたデジタルの積極的な活用でございます。現下の厳しい感染状況を踏まえまして、オンライン活用のための校内体制の整備や、端末の児童・生徒の持ち帰りを積極的に実施することなどを通知してございます。

(2) でございますが、都立学校における児童・生徒の出席停止の取扱いについても周知をしております。参考までに、都立学校の2学期の始業開始の状況について、データを示してございます。

3 ページ目には、参考資料として、都立学校の感染状況について示させていただいております。このグラフを見ても一目瞭然でございますが、現在の感染状況というのは非常に厳しい状況にありまして、市中感染の状況と同様に、児童・生徒につきましても1週間当たりの陽性者数の数かなり増えている状況でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。

新井委員。

【新井委員】 御説明ありがとうございました。やや私はこれにショックを受けておりまして、ショックを受けているというのは、このデルタ株というのが、小学生も含めて児童・生徒に、今までのアルファ株とは異なり、非常に強い感染力がある、ま

た学校の中でも、うつった子がほかの子にうつすということも科学的に分かっている中で、1学期とあまり変わらない対策が出てきているということに関して、どうしてこの夏休みの間にもっと準備、分析ができなかったんだろうということに関して、ややショックを受けています。

例えばですけれども、学校に医師が必要でない、PCR検査ではなくて唾液等を使った抗原キットを幾つぐらい配備をしておいて、そして陽性者が出たらそのクラスは全員とか、友達とか部活動の子も全員とかというふうを受けて、それで必ず無症状で感染している子がいないかということなどを常に確認をする。それで、それが例えば学校に配備する抗原キットが大体100というふうに、例えば在籍児童数に対して何割ぐらいは抗原キットが常にある状態にするとか、あるいは特別支援学校の場合、通学バスもあると思うんですね。そのバスというのが、今と同じように、今まではクラスターが出ていないことがよく分かっているのですが、この後もそうかどうかは分かりません。そのときにどうするかということに関して、換気だけで済むのかというのは分かりません。分からなくて、本当になった場合、命に関わることなので、もう少し丁寧な何かが必要ではないかと思うということがあります。

例えばオンラインを活用できるようなお宅では、リスクの多いお子さんは御自宅でオンラインで授業が受けられるような、積極的な取組をするとか、あとは検温ですね。毎日の検温を必須にするとか。必須にするとしたら、今、体温計が市中に十分でないとか、あるいは購入が難しいという場合は、体温計の購入に関しては支援の対象にするとか、そういう具体的なことがここに書かれていなかったことに比較的ショックを受けているんですけれども。そういう抗原検査キットであるとか、そういう体温を測ることに必須にするとか、必須にするのであれば支援を行うとか、何かお考えがないですか。

【教育政策担当部長】 総括的に私の方から、もし必要であればほかの部長からも追加で答えさせていただきますが、まず頂きました抗原キットの配布などにつきましては、追加の対策も検討していくということがございますので、今、新井委員の御意見も頂きましたので、検討していく一つの項目として上げさせていただきたいと思えます。

またスクールバスの特支の対策につきましては、一つ、子どもが教員のワクチンの優先接種ということで御案内を申し上げていたかと思いますが、この対象につきましては、スクールバスの運転手の方とか、添乗員の方についても、優先接種の対象ということで名簿を上げていただいて、ワクチン接種の対象として接種を実施してまいります。

それからオンライン利用が可能な家庭は御自宅ということもございますが、例えば保護者自身が非常に不安で、環境整備があるので家庭でというような子供も実際にいますし、子供の実情や家庭の保護者の方の希望といたしますか、意向に応じて、個別の対応をしている状況です。

それから毎日の検温につきましては、サーモグラフィーの設置は既に学校ではしているということと、それから基本的な、家での検温とか、そういうことにつきましては、もう既に実施をしております。デルタ株の感染が強いということがあり、例えばマスクについては不織布マスクにしましょうというような辺りは、強化策になっております。そのほか基本的な感染予防対策については、今までやってきたことを一層徹底するというところしかない部分もございますので、この通知を踏まえてきちんと対応していただければ、一定の対応ができるのではないかと考えております。

【新井委員】 不織布マスクのことなんですけれども、不織布マスクにすることによって、やはり家庭の負担というのがとても重くなると思うんですね。毎日取り換えなければいけないものですので、その場合、支援が必要であるような家庭に関しては、マスク自体を配布するというようなことも含めて考えないと、不織布マスクを是非と言うのは厳しいかなと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

【教育政策担当部長】 不織布マスクについては、学校としても必要ということで、保護者の方をお願いすることでございますので、その対応についても検討してまいりたいと思います。

【都立学校教育部長】 1点補足の説明をさせていただきます。

今、教育政策担当部長からもございましたけれども、従来から可能な施策については、掘り下げられるものは掘り下げてやってきておりまして、例えばスクールバスなどについても、徐々に、例えば座席の間隔を開ける、座席と座席の間にシート状の物

を垂らして近くの席の子との接触を可能な限り避ける、あるいは座る場所の配置なども子供の状況を踏まえた上で、最も安全性が高いと思われる配置にするなど、そういう工夫をしております、今後も日々そういったことを進めたいと考えております。

以上でございます。

【教育長】 遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 この一つ一つの対策については、是非徹底してやっていただきたいと思いますが、それ以上に、私はこの表、感染状況のグラフを見て、ものすごくショックを受けておまして。去年の冬場に一斉休校したときの数字、ここには6月からしかないんですけれども、その前のときはもっとなかったはずですよ。休校したときにはほとんどなかった子供たちの感染が、ここにきてこれだけ増えています。しかもこれ、期間を見ると夏休み中ですよ。これは一般的な感染に呼応しているんだと思います。ということは、学校要因ではないんですよ。家庭で感染をして、そしてこういう形になって。もちろん中には学校の行事等でクラスターが出たということもあるのかもしれませんが。ということは何を意味しているかということ、これから夏休みが明けて、学校が始まる段階でもって、家庭要因でうつった子供たち、あるいは症状が発症していない潜在的な感染者がみんな学校に来ることなんですよ。そうすると、新井委員が言ったことがものすごく意味を持つんですよ。

今日ニュースを聞いていましたら、抗原キットを何十万用意して、政府は各学校に配る、何年生以上とか、いろいろなことを言っていましたけれども、これは今日、東京都の教育委員会で、これについても何か説明があるのかなと、抗原キットがどれぐらい配布されて、それを東京都の小・中学校あるいは小学校の何年生以上に、そういう話が出てくるのかと思ったんですけれども、あるいは、皆さんはお手元にあるんだけれども、まだここで説明できる段階にはないということなのですか。私はこのグラフを見て、新井さんではないけれども、非常にショックを受けました。これがこのまま学校現場に持ち込まれるということなんですよ。だとすると、本当にその体温を測るとか、そういうことも大事ですけれども、その前に潜在的な感染者についてはしっかりと把握して、そこで要すればインフルエンザのときだって、何人かかったら学級閉鎖とやっているのではないですか。そのインフルエンザのときの学級閉鎖の基準と

同様のものを早急に作らなければいけないのではないですか。

そして、それを可能にするような検査ですよ。検査能力がありません。全体としても、今、検査体制の問題がクローズアップされておりますけれども、能力があるとかない、なければ作るんですよ。能力がないでは済まないんです。これは子供の命に関わることなんですよ。ですからここでいろいろな能書きが書いてありますけれども、これはこれで結構ですけども、でも具体的にどうするのか。この感染状況が家庭から学校に持ち込まれるという想像力がなければいけないですよ。私は防災から減災へということで、いろいろとやってきましたけれども、防災というのは、防ぐというのは、これはハードの災害対応ですよ。減災というのはソフトなんですよ。正に想像力を働かせて、ソフト対応していくということ。正に今は非常事態で、緊急事態ではないです。この間の委員会でも申し上げましたけれども、今は非常事態なんですよ。それに対応するには、先手先手をいかなければいけないということ。もしその抗原キットについて、お金が掛かるのであれば、東京都がそちらの方に予算を付けてでも子供を守るというようなことをやらなければいけない、このグラフを見ていたらそういう段階に来ていると思いますよ。

ちょっと厳しいようなことを申し上げましたが、以上です。もし、いや、まだ今の段階では言えないけれども、そういう用意をしているというなら私は安心するんですけども。よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 まず一つ、抗原キットは文科省の方が、これは従前から希望のあるところには配布するというので、取り組んでおりまして、学校関係とか教育関係のところは文科省から、また福祉施設分野と言いますか、福祉分野のところは厚労省から同じような形で、文科省全体で約80万回分の検査キットを用意して実施をしています。ただ抗原定性検査の方法と言いますが、端的に言うと綿棒を鼻の奥に入れてというような検査方法でございまして、これが子供たちの状況に合うのかどうかとか、そういうことを含めての検討をしております。活用できるということであれば導入することも必要なんじゃないかということも含めて、今、検討をしているところでございます。そういう意味で、国がせっかく用意してくれたものを活用すべしということは、本当に必要な御意見として承りまして、どういう形であればどのよ

うな対象に対してふさわしい検査方法として活用できるのか、検討して、迅速に対応できるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、この感染状況が、学校を開ければすぐに学校の中に入ってくるということに対しての危機感は教員も含めまして、学校として非常に危機感を持って対応しております。そういう意味では、これまでの通知も学校に向けて出すだけでなく、学校と保護者の方とが協力して、家庭での感染は家庭の方でしっかりやっていただいて、学校に来たときには学校の体制の中でしっかりやって、子供の生活全体の感染予防をしていこうというのが考え方でございます。保護者の方自身も、具合が悪ければ休んでいただいて、医療機関を受診していただくとか、それから子供についても、やはり昨日と今日どうだったということではなくて、健康観察を継続して、家庭と学校の両方できちんと把握して始業式を迎えるようにする。それから子供たちの体調が思わしくないときには、検査をしてということではなく、その時点で無理をせずに、きちんと休んで、学校には来ない。今、先生もおっしゃいましたように、実際には部分的に学級閉鎖で閉鎖しているクラスとか、それから全体が思わしくないときには、短期間ではございますが休校しているようなケースというのもこれまでもありますので、その辺については同じように対応させていただくことになろうかと思っております。

もし補足があれば、ほかの部長からも説明させていただきます。

【教育長】 都立部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 補足させていただきます。

今、遠藤委員から御指摘がありました危機感というのは、私どももちろん共有しているところです。従前御説明したと重複してしまうかもしれないのですが、インフルエンザほどコロナに関しては確定的な状況が定まらない中でスタートして、徐々に知見が積み重ねられているという状況でございます。そういった中で、学級閉鎖、学校の休業に関しましては、インフルエンザとは異なり、私どもとしては従来保健所と連携しながら、一定程度学習補償との関係があるので、可能ところは休業しないでやってきておりますが、ただ一方で、感染している児童・生徒、あるいはその可能性のある児童・生徒については、判明次第、あるいは私どもで把握でき次第、あるいは保健所さんの御助言を頂きながら、登校をしない出席停止ですとか、あるいは

は欠席の取扱いをしない自宅での待機、あるいは状況によっては分散登校などの活用といったことも含めて対応させていただいております。陽性が判明した場合に可能な限り学校で広がらない対策を進めていくというの、今まで以上に慎重にかついろいろなことを見通しながらやらせていただきたいと思います。

【教育長】　　ちょっと補足でよろしいでしょうか。

これは今日、追加の対策という中途半端な出し方で、見え方の問題もあるんですが、私どもは、23日から開く学校がございましたので、17日に通知を出しております、今もう開いている学校が何をしているかという、その直前1週間ぐらいの感染状況を見まして、もちろん1週間0と行って開いたところもあります。それから一人出て開いたところもあります。それから、まず始業式はホームルームでやるとか、1日ずらすとか、あるいは今週は全部オンラインでやります、9月1日までやりますとか、それぞれの学校の感染状況によって、今、対応しながら徐々に開けてきているところがございます。高校などでは部活、ただ部活そのものというよりは部活の前後の休憩のときの、マスクを外しておしゃべりしたりとか、行き帰りの問題とかということがあるので、少しそういう御家庭の延長線上のこともあるんですけども、少なくとも学校内は始業式の日が勝負ということですので、御家庭にはそういう健康チェックはずっとやっていただいていますので、無理せずお休みさせてくださいということを言いつつ、学校の方では直前の感染状況を見ながら、それぞれのオペレーションで、最悪の場合は本当に全面オンラインで在宅学習から始める、そういうところはまだ、数校開いていますけれども、ないとは思いますが、個別の対応で、全部我々のところに報告が来ていますので、そんな形で開けてきているというのが状況でございます。

新井委員。

【新井委員】　　しつこくすみません。今、教育長から伺った感じだと、こういう割合抽象的な書き物を各学校に出して、あとは各学校の校長先生の御判断ということになってしまうと、やはり大川小学校のようなことが起こってしまう可能性があると思うんですね。校長先生が、一人出た、この一人をどう考えればいいのかなみたいに思って、オンラインにいくところや、その学年閉鎖をするところ、クラブも止めるとこ

るもあれば、いや、でもかわいそうだから部活はいいだろうなど、調査を十分にしないというようなところと、いろいろ出てしまうと思うんですね。そのことによって被害が大きくなるような学校が出るといけませんので、やはりある程度学校に対してはリジットに、こうなったらこうする、こうなったらこうするというのは、校長先生によって判断の差が出ないようにしていただきたいということが一つ。

もう一つ、さっき言い忘れたんですけれども、この来年の1、2月に入試のある中学3年生と高校3年生のワクチン接種についてです。子供たちは、若い人ほど副反応が大きいので、打てば1週間くらい棒に振る可能性があるわけで、12月に近くなればなるほど打ちたくないという気持ちがどうしても高まると思うんですね。そのことを考えると、本来は10月末までには2回目接種を終えていることが望ましい、どんなに遅くても11月までには終わらせることが望ましいと思います。希望者に対してはそうでないと、本当に入試自体が、例えば都立高校の入試自体が成立しないぐらいの状態になる可能性がある。そのことをお考えいただいて。先生方の接種も、結局夏休みいっぱいまでかかってしまっています。それは国が用意したワクチンが足りないからという、そういう問題があったと思いますけれども、先生方のワクチンも結局28日ぐらいまでに希望者は全員が終わりそうだ、でもそうしたら本来は2週間はその方は休んでいただかないといけなくらいだと思うんですけれども、でも、やはり1日から勤務していただかなければいけない。そういうような中で、やはり子供たちの入試のことを考えますと、何とかして11月までには接種を終えるようなロジが今組み立てられていないといけなく思うんですけれども、どうですか。

【教育政策担当部長】 モデルナとファイザー、対象年齢が元々ファイザーは18歳未満に引き下げられていたんですけれども、モデルナも引き下がるということです。児童・生徒へのワクチン接種に関しましては、基本的な考え方としては個別接種で、地域でかかりつけ医でやっていただくのが望ましいのではないかという考え方ですが、ただ、今、新井委員がおっしゃいましたように、大規模接種会場であるとか、あるいは地域の中でも特に配慮が必要な年齢層ということでやるべきというような考え方があることは、こちらも十分に理解しております。ただ、大規模接種会場では、教員はおかげさまで8月中に一応希望した方については接種が終わるという状況にな

っておりますが、今まだエッセンシャルワーカーも含め、まだまだ予約状況がかなり厳しいということもございます。こちらとしては地域接種の状況も踏まえながら、今後も受験生などの若年層が大規模接種会場のワクチン接種の対象となるように働き掛けていきたいと思っています。

また、個別にはワクチン接種を推奨することについて、専門家からも御意見をいろいろ賜っておりますが、必要性という点では、私どもも事務方としても検討していきたいと考えているところがございますが、今、いかんせん、ちょっと十分にワクチンが届いていないということもありまして、あと会場ごとの一日の接種規模に限りがあるものですから、優先的な接種が必要な方々に今は実施をしているというところですが、ただ、こちらで区市町村の地域接種の状況を見ますと、夏休み期間中に中学生や高校生の枠を少しでも設けて、この週間に打ちましようというような取組をしている地域も幾つかありましたので、地域とも協力しながら、ふさわしい、受験生にとって不安のないような形でのワクチン接種が進むように、引き続き努力していきたいと思えます。

【新井委員】 工夫としてなんですけれども、学校には必ず学校医がいらっしゃるんですね。健康診断などしてくださる指定の学校医がいらっしゃると思うんですけれども、そういう方に打っていただけるような方法について、例えば都であるとか国に対して、こういうふうな形で学校で接種ができないかとかいうような提案をしていくということも重要だと思うんです。もちろん区の個別接種というのを待つということも一つの考え方なんですけれども、そうではなくて、学校医がいるのであるから、学校医を活用することによって、そういう3年生の接種が進められないかというような、自分でもアイデアを出していくということは重要なのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 新型コロナのアルファ株とデルタ株の感染の違いということで、危機感は皆さん共有して、そして対応を検討していただいていると思います。小児関連学会又は感染症の学会等も、またそれに対して提言、メッセージの準備をされている

と思いますので、是非それも参考にして対応していただければと思います。

それから、今ワクチンのことが出ましたけれども、やはり子供たちの命を守るために、予防接種は必要だと思いますので、力を注いでいただきたいと思います。個別接種、集団接種に関しても、年齢に関しての副反応の在り方などに対して、学会も数カ月前に提言を出していますので、それも参考にしていただきたいと思っています。

三つ目として、今回の対策で、家庭学習や家庭生活をする子供たちが増えてくると思います。その場合に、養育困難家庭やネグレクトなどの子ども虐待への対策、予防のために、学校だけで抱え込まずに、是非地域の関係機関と協力をして見守ることを周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ありがとうございました。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 先ほどワクチン接種の話が出ていましたけれども、確認させていただきたいのが、例えば生徒がワクチンを接種して、その副反応で体調が良くないということで学校を休んだ場合の扱いというのはどうなっているのでしょうか。それは欠席にはカウントされずにいるのか、あるいは欠席扱いになっているのか、そこについて一つお伺いしたいなと思います。

【都立学校教育部長】 副反応が出た際の出席の取扱いにつきまして、文部科学省の方から通知が出ております。これに関しては、欠席の取扱いをしない出席停止の取扱いというようなことについて、校長の裁量で可能ということになっております。副反応に限らず、発熱というようなことも含めて対象になっているところでございます。

【北村委員】 ありがとうございました。実は周りの保護者の中から、そういう心配の声を聞きまして、恐らく学校はもちろん分かっているわけで、そういう事態が生じたときにはそういう対応を基本的には学校で取っていただいていると思うんですが、保護者にそれが伝わっていないのかなと思いますので、是非学校に、これは都立学校だけではなく、区市町村の教育委員会にもお願いをして、保護者に対しての周知徹底をしていただきたいなと思っております。

また、もう1点あるんですけれども、これは都立学校の生徒さんの場合は、基本的には中学生以上ですので、あまり関係がない話になりますので、区市町村に是非相談

していただきたいことなのですが、学校が休業になるということで、やはり多くの家庭が、特に共働き家庭等でどういうふうに対応しようということで、今、非常に頭を悩ませている中で、例えばそのしわ寄せが学童に向かったりしている中で、先ほど秋山委員が学校だけではなくということをお話されましたけれども、学童の場合は元々厚労省の事業でもありますし、結局教育に関わる部署と福祉に関わる部署が連携しないと解決がつかないことというのがたくさんあると思いますので、例えばその学童というのは一つですけれども、教育委員会だけをお願いをしても、結局最終的には区市町村では解決つかなくて、区市町村の中で、それぞれの実態の中で包括的に対応していただかないと、特に家庭に対する支援というのは、サポートというのは難しいというのが現状だと思います。是非学校だけではなくて、学童等を含めて、家庭が本当に困っているんですということを、当然皆さん御承知だと思うんですが、対策を考えていただきたいなと思っておりますので、都の教育委員会としてどこまでできるかという問題はもちろんありますけれども、当然子供に関することですので、是非その辺り、学校の対策もしっかりやっていただく、それから来られない子は家庭にいていただく、でもそもそも家庭にいることが大変な子供に対してどうするのかということも含めて、是非対応していただきたいなということをお願いしたいと思います。

【教育政策担当部長】 地域で子供を、正に先ほど学校においても社会全体で協力をしていくということと同じように、子育て、それから子供の安全を見守っていくのも社会全体でというような考え方がございます。ある意味学校も一つの関係機関として、福祉分野の関係機関と連携をしながらやっていくことが必要だと思っております。確かに休校になったときに、親御さんが働いていらっしゃるときに学童をどうするのか、そういう影響を考えながらやっていくことが必要になるかと思っておりますので、そこは正に国の省庁は国同士で、あるいは自治体は自治体の中での関係機関同士で、きちんと連携していくことが必要なんだろうと思っております。

【北村委員】 一部の自治体では、例えば学童で十分に見られない場合は学校も少し開けてとかという対応もされているようですし、正に今おっしゃったように、地域の中の学校として、単に教育機関としての学校だけではなくて、福祉機関としての学校の役割みたいなことが必要な場面も出たりするかと思いますので、その辺り柔軟に

是非やっていていただきたいなと思います。

【教育政策担当部長】 先ほど新井委員からの御指摘の中で、あまりにもこの通知といえますか、内容がアバウトなのではないかというような御指摘もございましたが、こちらは強化月間と位置付けたことに対して、新たに強化するところとか、これまででは足りなかったところ、例えば不織布マスクにしてくださいというような取組について特に通知をさせていただいたということで、基本的な細かい対応については、これとは別にガイドラインを持っておりまして、そこでこれまでのいろいろな知見とかも踏まえた対応を反映させながら改訂をしてきておりますので、今後もまたデルタ株対応が必要ということであれば、そこを踏まえてガイドラインの見直しなども検討していく必要があるのかなと考えております。ありがとうございます。

【教育長】 指導部長。

【指導部長】 補足になりますが、この間、状況が刻々と変わっているような状況もあるかと思いますが、もちろん今言ったガイドラインもそうですが、その都度その都度出た情報、それで私どもが指導した内容、私どもの方も学校の方と確認を取ったり、校長と確認を取ったりしておりまして、そういった内容は全ての学校に分かるように、例えばQ&Aの形で周知したりということをこれまでもやっております。ですから、今後も、なかなか今、学校に行けないような状況もあるんですが、あらゆる手を使って状況を把握して、私どもの指導したことなどについては周知していきたいと思えます。

【教育長】 新井委員。

【新井委員】 大変、最初に比べて安心をしましたが、3密という言葉が一番最初に非常に広がってしまったせいで、そこからアップデートされていない方は若い方にも多いんだと思うんですね。だからバーベキューでも、大人数でも、外だからいいやといって集団感染が今起こったりしているというのは、3密というのがあまりにも強く頭に入ってしまったということがあると思うんですね。校長先生だけではなく、やはり職員の中にも、3密ではないから大丈夫なのではないかと思う方がいらっしゃるといけないので、古いガイドラインの中で、デルタ株ではもうこれは駄目だなと思われるものは、随時アップデートをしていただいて、アップデートしたものに関して

は各学校にそれを徹底周知するということが重要なと思います。

【都立学校教育部長】 私からも若干補足をさせていただきたいと思うのですが、感染が判明した場合の学校の対応状況などにつきましても、先ほど教育政策担当部長からお話がありましたガイドラインのほかに、実務上の話としては、学校の対応を学校単独で独自の判断だけではなくて、経営支援センターというところと、あと経営支援センターを集約した私どもが、特にこの件は即時の対応が必要なものが多いので、基本は情報を共有して、ほかの学校ではこういうことをやっているけれども、この学校は甘く見ているみたいなことがあれば、直ちにそこをほかの学校と同じようにしっかりできるようにフォローに入っております。そういったことも適宜、校長会などを通して、こういう事例があって、ここはやはり今まで気付かなかったかもしれないけれども気を付けてもらわなければまずいとか、そういう情報を適宜流させていただいておりまして、引き続きそういった努力を続けていきたいと思います。

【教育長】 今、ガイドラインの改訂も、デルタ株対応で、専門家の御意見を頂きながら、行っております。

【新井委員】 ちょっと変なことをお尋ねするんですけども、校長会というのはリアルではなくて、メーリングリストは当然ありますよね。

【教育長】 それもありますし、オンラインで、今回は2学期を目前にして、また特別に周知をしました。

山口委員。

【山口委員】 議論も出尽くした感じはあるんですけども、一言だけ。

是非、教育現場ですので、子供たちへの教育をやはりしていただきたいなと思います。やはり子供たちも、特にこの報告は高等学校ですので、自分たちで考えられる年齢ですから、例えばアルファ株とデルタ株というのはどの程度の違いがあるのかという、大人は新聞を読んだりテレビを見たり、インターネットだったり、もちろん子供もそういうところはあるでしょうけれども、どれだけ自分たちのこととして真剣に受け止めているかということが、大人が助けてくれる、もうそういう事態ではないんだということです。緊急搬送でも受け入れられない、医療崩壊が始まっているというのは、私たちは見て分かっていますけれども、子供たちにもそれをやはり感じてもらう

しかないと思うんですね。その自分たちの命を自分たちでどう守るのか、不安をあおるということではなくて、実際にやはり自分や自分の周りの人や家族やといった人たちが、こういう状況に置かれているということ、まずはきちっと分かること、そして自分たちがどういう行動をしなければいけないかということ、子供たち同士で話し合ったり、先生と話し合ったりするということは、やはり教育上非常に必要なことだと思うんですね。このコロナに関しては、国もやっている、東京都もやっている、先生方もやっているけれども、なかなか正解がないので、文句ではないですけれども、私たち大人もコロナ疲れをしてきて、自粛疲れだと言っていますけれども、子供たちはもっと多分言いたいと思うんです。ですけれども、言うのは簡単だけれども、今この状況でどう立ち向かうのかということをお子自身にやはり考えさせる、学校教育というのはやはりそこが一番大変なところだと思うので、何とか守ろうと大人が一生懸命やっても、子供たちがやはりすっと落ちてやってもらわないと、なかなかこの収束というのは、それは子供だけではなく私たちもそうなんです、そのところの在り方としては是非是非お願いしたいと思います。

【指導部長】 実は8月の24日に通知の方を打った中では、生徒会活動ですとか、そういったところできちんと自分たちがルールを作ったり、考えたりするということを明記しておりまして、各学校に周知したところがございます。

【教育長】 あと、部活動のキャプテン会議も併せて、部活の在り方とか、生徒の中でやはりルールを自分たちで作って部員に徹底しようとか、学級に徹底しようとか、高校生ですので、もちろんコロナの一斉休校が去年明けたときは、まずはそういう、「コロナってなに？」とか、医療従事者はこんな苦勞をしていますよとか、あるいは差別をしてはいけませんよとか、誰でもかかるんですよとか、基本的なことはやったんですが、今回はデルタ株ということに関して、新井委員がおっしゃったとおり、3密ではなくて1密でも気を付けなければいけないんだよというようなことも含めて、それは再度徹底をしていきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本件につきましては報告として承りました。

(2) パラリンピック競技大会における学校連携観戦について

【教育長】 それでは次に報告事項(2)「パラリンピック競技大会における学校連携観戦について」の説明を、指導推進担当部長からお願いいたします。

【指導推進担当部長】 パラリンピック競技大会における学校連携観戦についてでございます。

それでは資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず1番です。学校連携観戦に向けた準備状況を御覧ください。

都教育委員会は、希望いたします都内の公立学校が安全・安心に競技観戦ができるよう、万全の感染症対策を実施してまいります。また組織委員会、オリンピック・パラリンピックの準備局、区市町村教育委員会及び都立学校とも引き続き連携いたしまして、感染力が強いと言われますデルタ株も念頭に置きながら、今後とも取り得る対策を行っていきたいと考えております。

その下に、具体的な対策を記載してございます。今、様々御議論いただいたところでございますけれども、競技観戦までには御家庭での体調の観察をはじめ、不織布マスクの着用、あるいは手指消毒など、こちらは既に配布済みでございますけれども、加えまして、日常の感染防止の徹底、PCR検査の機会の提供、あるいは学校単位や学級単位での貸し切りバスを利用した往復の移動などの対策を講じてまいります。また競技会会場におきましては、熱中症や体調不良に備えた待機場所などの確保、バスなどの下車時、トイレ、会場の入り口など、移動の場面ごとの手指消毒ですとか、学校連携観戦専用のエリアを設定いたしまして、ほかの関係者との混交を避け、児童・生徒間の十分な距離を確保するなどの対策を講じてまいります。また、観戦の参加者数が非常に減っている状況もございますので、柔軟にオペレーションを対応してまいります。このほか、競技観戦の終了後におきましても、体温、それから体調、健康観察を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、「2 観戦予定児童・生徒数」で、これは8月24日午後3時現在のものがございます。観戦の予定児童・生徒数は、区市町村立の学校が4区市121校2万94名でございます。それから都立の高等学校等は6校489名が、都内9会場での観戦を

予定しております。こちらにつきましての詳細は、別紙の1に具体的な名前が記載してございます。それから学校観戦の予定のリストでございますけれども、各区市と会場、それから都立学校につきましてはより詳細な競技会場、観戦日を記載してございます。

なお、昨日から観戦が始まっております。まだ数で言うと非常に少ない、限定的でございますけれども、参加した高校生からの声を集約したところ、非常に良い体験だったということはほとんどの生徒が話しているということでございます。中でもいろいろなスタッフや関係者が働いて大会を運営していると、あるいは自分たちのために動いているということが分かったと。あと、スタッフ同士が英語で会話しているのを見て、英語を勉強しようというモチベーションが上がったとか、あとはこのコロナの混沌（こんとん）の中でパラリンピックを観戦したという意味をよく考えて、今後に残していきたいと、自分の中に残していきたいというような感想を書いている生徒もいたと聞いております。

私からの報告は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等お願いいたします。

遠藤委員、お願いします。

【遠藤委員】 前、18日の臨時委員会のとときに伺った予定人数に比べて大幅に減りましたよね。これは私の記憶では、減った主体は特別支援学校ですから、何校特別支援学校が最初希望していて、それが何校に、これから見ると0になったのかなと思いますけれども。

【指導推進担当部長】 都立の特別支援学校の参加はなくなりましたが、区市の方では参加者が予定されています。

【遠藤委員】 都立の特別支援学校は0になりましたか。

【指導推進担当部長】 都立については、今の参加予定は0ということは間違いありません。

【遠藤委員】 今、御説明にありましたように、実際に観戦した人からは良かったというようなお話が。それは実際に見て、そういう感想が出てくるのは当たり前ですよ。しかしそれを上回る、前回の臨時委員会の際にも申し上げたように、マイナ

スの方が大きいということで、私は反対意見を申し上げたんですよね。

こんなことを言ってあれなんですけれども、翌日、私はいろいろニュースを見ておりましたら、まず手続論が出てきたんですよね。今回の件は、出席の教育委員4人は全員反対したけれども、これは報告事項であって、決議事項でないから関係ないみたいなような表現があったんですよね。従って、これはやるんだというようなお話を聞いて、それを聞いたときに、私は暗たんたる気持ちになりました。私は8年近く教育委員をやっているんですけれども、御案内のように、私が教育委員になったときには、地方教育行政法というものが大幅に改正され、それでそのとき委員であった竹花さんという方が、私にこんなペーパーを持ってきまして、遠藤さん、今度の地方教育行政法の改悪には反対してくれと。

何かというと、私も教育委員になったばかりで勉強不足だったんですけれども、竹花さんの言によると、教育委員会制度というものは教育の民主化のためのレイマンコントロールだと。このレイマンコントロールの原則がこのままではなくなるということ。従って、それ以来、私も教育委員会制度の中で教育委員として活動していく中で、このレイマンコントロールということを常に頭に置いて、幸い東京都の教育委員会は、非常に私はこの8年間の経験でいきますと立派でした。私が教育委員会制度のレイマンコントロールについて疑念を抱くようなことは全くありませんでした。事務局の方も懸命に教育現場のために働き、この制度をしっかりと運営していこう、私はいろいろな現場に出掛けて行って、また立場上、都道府県の教育委員協議会の会長という立場にありますが、その会合でいろいろな県、市の教育委員の皆さんとお話を伺っても、東京都の教育委員会のレイマンコントロールに関する対応というものは非常にしっかりしています。今日でもいろいろな議論が出てきて、その活発な議論が交わされて、活性化されていると。なぜ今回私がレイマンコントロールについて疑念を抱いたかということは、果たして私は正しかったんだろうかと。なぜ反対意見を言うだけで、これを止められなかったんだろうかということに、ちょっと思いをいたしました。

そして、臨時委員会があったのが、あれが水曜日だったんですかね。それで悩んで悩んでと言いますか、考えていたら、日曜日に東京新聞に前の文部科学省の次官の前川さんが、藤田教育長は法律違反であるというコラムが出たんですよね。私はそれを

読みまして、地方教育行政法第13条に反するという。ただ私は実際に教育委員会に出
ていて、反対意見を申し上げましたけれども、要すれば前川さんは、4人が反対した
のならば、藤田教育長はそこでもって決議をしなければ、変えなければいけないとい
うような筋立てなんですよね。しかし13条1項の条文を読みますと、教育長は教育委
員会の会務を総理するという立場であって、その意見を聞いて、それを反映して、協
議事項か決議事項に変えるというようなことはやらなくてもいいんですよね。やらな
ければいけないのは私どもなんです。教育委員なんです。教育委員が教育長に対して
意見をしなければいけない。その前川さんのコメントを見ていて、私はそう思いまし
た。自分自身の問題だと、私が自分で自らレイマンコントロール、これを実現できな
かったという思いをいたしました。

ですから、あのとき私は、単に報告事項に対する意見を言うだけではなくて、意見
を言った上で、教育長、これは決議事項の問題ですよ、地方教育行政法第13条に基づ
いてこれを決議事項にしてくださいということを、私は言わなかった、言えなかった。
なぜ言えなかったか、オンラインだったからです。多くの企業がテレワークやそうし
たものに対して、一生懸命やりながら、なかなかそれが広がっていかないというのは、
タッチな議論がなかなかできないということなんです。もしリアルでやっていたら、
私はそこまで勉強をしていなかったですから、そういうようなことは思い至らな
かった。私は3日間悩んでいたのが、前川さんがああいうことを書いたんで、ちょっ
と待って、これはどういうことかと一生懸命考えた上で、これは反対意見を言った私
の責任だと。結局は反対意見の言いつ放しで終わったんですよ。それだけ反対意見を
言う、なぜ反対意見を言うかといったら、危ないからです。危ないから、本当に体を
張ってでも止めなければいけなかったんです。それは藤田教育長に対して、私が、教
育長、これは委員としては決議事項にしてください、それは地方教育行政法上に教育
委員の権限としてあるのかどうか分からないです。教育委員会は教育長が総理する
という言葉は重いです。ですから、意見を申し上げる、単に反対意見を言うのではなく
て、そこまで踏み込んで言わなかったら、レイマンコントロールは実現しないとい
うことです。私は反省するとすれば、そういうような報告事項に対する意見を申し上げ
た上で、それは御意見として承っておくということで、正に反対意見というのはそう

ということだったんですよね。ですからそこで私は、徒労と言いますか、無力感というのか、そういうことを感じたんですけれどもね。

ですから、今回のこれはもう結果ですから、こういう形でもって観戦ということ、これはこれで事実として行われていくわけですが、ただその中で、レイマンコントロールということ。ずっと私は8年間教育委員を務めてきて、教育委員会というのはこういう会議の中での活性化といいますか、本当によく議論をして、そして事務局の人は我々の意見に対して耳を傾けるところは傾け、いや遠藤委員、違いますよということも言われたことは何回もありますし、そういう意味ではレイマンコントロールについて、竹花委員が心配したようなことはこの8年間ありませんでした。しかし今回について、8年目にして、初めて自分自身でレイマンコントロールについて考えさせられてしまったということです。いろいろな御議論があろうかと思いますが、私の反省と、それから皆さん本当に夜中までいろいろ御苦勞だったと思いますけれども、このことが何のために行われたのかということを考えさせられた1週間でした。本当に御苦勞さまでした。

【教育長】 私から一言。

委員会を総理するというところでございますので、その辺のいろいろな意味での不手際があったかもしれません。それは大変おわびを申し上げます。

それで、前回の臨時委員会の最後にも申し上げたと思うんですが、通常、報告事項であっても、基本的には全員了承が原則です。これまでの例でも、一度で済まなければ、2度、3度と報告事項を繰り返して御了承いただいたという例もたくさんございます。あのときの状況ですと、結局希望している団体がいて、準備も途中で進んでいくという段階で、次にもう一回開いて報告をして了承を得るという、時間的なタイムラグというところからしても難しいということで、御報告をさせていただきながら、やめるのはいつでもやめられますけれども、準備だけは進めさせていただきたいということをもって、そういう原案に対しての了承は頂いておりませんが、そういった事務手続上の、もう今やっておかなければ先ができなくなってしまうというところの御説明の中で、準備だけは並行して進めさせていただきたいということで、了承は取らない形でやりますので、そういう意味ではどういう形の報道のというのは、あ

れなんですけれども、私どもは決して関係ないという発言は絶対していません。これまでの決議事項、報告事項に限らず、私どもは各委員の御意見、それから御発言の方を十分尊重しているつもりでございますので。ただ、今回はなかなかいろいろな御意見が、委員の皆様御意見プラス我々いわゆる都の事業として、予算を取って準備を進めてきているという部分と、それから4者協議でああいった道が開かれた、そういう中で、これだけいろいろな実情で数は減ってきてはおりますけれども、これだけの児童・生徒、学校、保護者の方が行かせたいと言っているものをどうくみ取るかというところで、我々も確かに非常にジレンマがある中での運営ということでございますので。

最後に、これは4者協もそうですし、遠藤委員からもいわゆる名誉の撤退ではないですけれども、状況を見て、これからでも撤退ということはある得るとするのは、それは十分、4者協の中でもそういうクレジットが付いておりますから、まだ一昨日開会して昨日から連携観戦は始まったばかりでございますけれども、この先のところも日々状況をウオッチしながら、私どもは毎日、全部の班がどういうふうに学校を出発した、バスに乗った、着いた、会場に入ったというのを全部把握をする本部を設けていまして、そこで全部逐一把握をしながらオペレーションをやっておりますので。そういうことでやっておりますし、皆様方から頂きました御意見を踏まえて、逆に対策を、にわか作りではありましたが、いろいろな対策を講じたというところも、追加の対策も講じておりますので、そんなことを報告させていただきながら、事故など、感染、暑さ対策も含めて、是非実施していければと思いますので。了承を頂けていないという中で実務上進んでいるというのは、そういう意味では確かに異例な状況になっているのは、私自身も非常に責任を感じております。そんな状況で動いているということで、なかなか御説明のしようは難しいんではございますけれども、こんな事情でございますので、遠藤委員、大変申し訳ございません。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 私も遠藤委員のおっしゃったことというのは、非常に重いことだと思います。戦後、教育委員会という組織がつくられて以降、これは市民の中から有識者として選ばれて、それと事務方というのがある意味二つあって、それがバランスを

取りながら、議論を十分に尽くして行っていくということが、民主的な学校教育の運営にとって必要だということで、教育委員会というものが出来上がったんだと思うんですね。昨今、教育委員会はうるさいから、あるいは形骸化しているから、もういいのではないかみたいなお話がありますけれども、それでは駄目だということで、きちんと東京都ではこういう形で行われているんだと思います。そのことは、時間はどうか、もうコストを割いてしまったからとか、やりたい子がいるからとかというようなことではなくて、やはりその事務方の事情とは独立して、有識者として話し合う、そして決める、そのときにやはり最終的にこれは4人が反対しているんだから決議にすべきだと、確かに私たちは言うべきだったなと思います。

私は本当に今日すごく重い宿題を頂いたと、私もそのチャンスを逃した一人として、教育委員として、有識者として、駄目だったなということはすごく思いました。ですから次は、次ということがないことを期待しますが、こういう非常時ですので、ここまで来てしまったんだからやろうみたいなのは第二次世界大戦で駄目だったということはよく分かっているので、そうではなくて、どんなときでも、いや、もう今コストを割いてしまったかもしれないけれども、 sunk cost というのは諦めて、今やるべきことをやろうというのをこの中でやっていきたいなと思いました。

私はパラリンピックで感染者が出るか出ないかというのは、ここまで徹底されているので、多分大丈夫なんだろうなというような感触はあります。でも一番私がすごく心配だったのは、オリパラで学校連携観戦をやるかやらないかということで、教育委員会の人手がそこにもものすごく割かれてしまったということです。そのことがやはり2学期対策とか、2学期の学校の質の保証であるとか、あるいは新しい指導要領が入ってきましたとか、そういうことに対しての人手が十分に割けなかった、あるいは夏休みの間に皆さんが十分に休めなかった。だから、実は今度本丸というのは2学期なんですよ。この2万人のこれだけ一生懸命、注目されているから、これだけ感染が出ないように頑張ったということで、感染が出ないということではないんですよ。本丸は2学期なんですよ。その2学期に十分な準備をするだけのコストが割けなかったということが、このオリパラ、学校連携観戦の一番大きな問題だったと私は考えています。やはり皆さんも本当にお疲れになってらっしゃる。そのことが教育委員会とし

て健全ではないと私は思います。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 お二人の委員のおっしゃったことは、私も重く受け止め、今後どうしていくかということ改めて考えたいと思います。

このオリパラに関して、やはり東京都というのは主催者ですよね。やはりこのコロナが始まって、オリパラに対しての議論に、私たち教育委員としても主催者としてどこまでやはり関わってきたかという、この今回のケースも、4者協議が行われて、こういう道が開かれた、そして教育長がおっしゃられるように時間がないという、そのとおりなんです。ただ、何で時間がないところで決めたのかという、そもそも時間がないからこうしてしまうということを見越して、時間がないところで決めているのではないかと思われるような決め方に見えてしまうんですね。これはオリパラ全て、やはりそういう傾向が見て取れたような気が私はしているんですね。ですから他人事ではなく、やはり東京都は主催者で、教育委員会もやはりその一翼を担っているというところから、今回こうせざるを得なかったというとあれですけども、やはりもっと議論を尽くせたのではないかと思うんですね。

今、この臨時会で議論しましたけれども、もっと前だったらもっとやりようがあったかもしれない、そして保護者や生徒さんたちも、突然このアンケートが来て、行くのか行かないのか迫られて、何日か後にもう返事しろと言われたとか、そういう状況も、非常に準備された人たちのことを思えば思うほど残念でもありますし、もっと皆さんで共有して、保護者や生徒たちにも考えていただいて、学校でも手を尽くしてやる方法があったのではないか。その時間が取れなかったということは、やはりそこがすごく残念だなと思うんですね。

ですからオリパラに関していろいろ思うところは、やはりそういうところを、やれるところをやらずに飛ばしてきたといったところ、これはやはり子供たちも見ていますよね。オリパラ教育というのは、私はそれも含めての、大人の嫌なところではないですけども、やり方みたいなのところも、やはりきれい事ではないこのコロナの

状況の中で、子供たちにもしっかり説明をしていかなければいけません。遠藤委員も以前そうおっしゃられましたけれども、やはりそういうことは私たちも追って、この観戦数を見ても、学校平均にするとすごくやはり人数が少なかったりするんですよね。やはり行ける子もいれば、行けないというとあれですけども、行きたかったけれどもやめようと思った、あるいは保護者との意見が合わなかったとか、いろいろなことがこの数字の中に多分詰まっていると思うんですね。やはりそういったことも含めて、今後このオリパラが次にあるかどうかというのは分からないですけども、いろいろなことに私たちは思いを持って努めていきたいなと思った次第です。意見ですけども。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 今、委員の先生方のお言葉を伺いながら、僕自身も非常に重く受け止めております。特に前回の臨時の委員会は、既に業務が入っていたもので、欠席ということで、その代わりとして、文章として自分の考えを述べさせていただきました。先ほど遠藤委員がおっしゃったレイマンコントロール、これが本当に大切なことだと思っております、教育行政のプロの皆さんと、先ほど有識者ということも新井委員がお伝えになりましたけれども、有識者とはいえ必ずしも教育行政のプロではない、様々な立場の人たちが、いわゆる一般社会の常識等を踏まえて議論をするというのが、教育委員会において非常に大切なことだと思っております。

その意味で、僕自身がなぜ反対しないで、むしろ参加していいのではないかと思っただかということ、一つは組織委員会の観戦に関する円卓会議の座長の岡部先生始め、何人かの先生方が、医療の専門家の先生方が、学校生活とパラ観戦そのものの感染リスクというのは変わらないと、そこに子供が集まって対策が行われている場で子供が過ごすことについては、実は感染リスクが変わらないということをおっしゃっていました。それがまず一つとても大きなことだったと思います。ただ、その上で岡部先生は、移動が非常にリスクが高いから、そこをしっかりとしなさいということを強調されてきましたので、都の教育委員会の皆さんと臨時会の前にいろいろお話を伺った際に、そ

この移動のところにに関して、バスを出すとか、徹底した管理をして移動をすると、そこをしっかりとやりますということを伺いましたので、それなら観戦も可能ではないかと判断をいたしました。

もちろんその背景には、もう一つ保護者としての気持ちみたいなものも正直あったのかなと思います。この委員の中で、僕自身が教育の研究をしている人間ではありませんが、同時にこの教育委員会には保護者として参加しております。都内の公立中学に娘を通わせている保護者として考えたときに、すごくいろいろなことを考えたんですね。山口委員の毎日新聞のインタビューとかを拝読して、なるほどなとも思いました。我慢することを学ぶ機会だというのもすごく感じました。それと同時に、子供たちがこの機会、身近なところで、実際に観戦することによって得られるものというものもあるのかもしれない。いろいろな考え方が保護者にも学校にもあって、何が正解、誰が正しいというのは実は分かりません。その中で、徹底されていることとして、あくまで希望する保護者、希望する生徒、希望する学校が行うということですので、一部のメディアというよりも、インターネット上の言説みたいなところで、学徒動員みたいな言葉が使われたりしていますが、全くそれは違うと思うんですね。あくまでも希望に基づいてということですよ。

ただ、むしろ怖いのは、その希望をするかしないかのところで、社会的な雰囲気がつくられてしまう。それこそが先ほど実は新井委員がおっしゃった、第二次世界大戦、太平洋戦争中の一番問題だったことで、社会にある種の価値観が生まれたときに、みんながその方向に行って、そうでない人を非常に駄目だという烙印を押ししたり、抑圧したりなど、そういうことがありましたので、むしろ今回少し、すごく感じたのが、基本として参加を希望する人があくまで参加をする、このことをきちんと担保して、このことがすごく大事なので、それと同時に、僕は今懸念しているのは、実際ここに都立学校の学校名も挙がっています。区市町村についても、恐らくそこに特に住まわれている方は、あの学校が行ったとか、あの子が行った、そういうことが多分分かると思うんですね。そうしたときに、その選択をした学校とか保護者に対して、子供のことを考えていないのではないかとか、無責任だとか、そういう言説が広まって、そういう学校や個人が攻撃されるようなことというのは起こってはいけないと、その

こともすごく思っております。

今日たくさんメディアの方もいらっしゃっているので、是非そういうことも責任を持って書いていただけるとありがたいなと。先ほど僕がメディアというよりインターネット上の言説と申し上げたのは、多くのメディアの方はしっかりと書いてくださっていると思っているんですが、それを受け取っている一般の方々の中に、曲解したりとか、報道されているところの一部だけを取り上げて、それでいろいろな言葉がインターネット上に今飛び交ったりして、それがあたかも世の中の空気みたいになって、そういうことが起こっていますので、僕は今日いらっしゃっているメディアの方はきちんと書いてくださると信じていますけれども、それを受け取る側がそういう曲解をしたりとか、誤認したりということがありますので、そのことを是非御留意いただきたいなということをお願いしたいと思っております。

ただ、こういうことを申し上げる大前提として、自分自身が一番反省しているのは、やはり既に決まっていた用務があったとはいえ、これだけ重い会議でしたので、やはり自分がきちんと参加して、できれば先ほど遠藤委員がおっしゃったように、本当はみんなで集まって、しっかりと議論して、自分たちの務めを果たすべきだったなということで、非常に深く反省はしております。こういったことがもう二度とないことを本当に、ないことというか、こういったふうに二度とならないように、自分たちが委員としての責任をきちんと果たすということが大事だなということをお願いしたいと思います。

最後に、いろいろな考え方があると思います。オリパラ観戦反対、賛成、いろいろあると思いますが、本当に教育委員会の方々はじめ、関わっている方々は本当に純粋に、一生懸命に、真摯に御準備されて、今、対応されていること、そのことそのものについては本当に感謝申し上げたいなと思っております。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 遠藤委員がおっしゃった、教育委員としての役割というのを改めて

重く受け止めたいと思っています。前回の教育委員会で、反対意見がきちんと言えたということが、私はこの教育委員会の委員が自分の意見をきちんと言える場所であるということを誇りに思いたいと思います。

私自身、今回の議論で、なぜオリンピックとパラリンピックとこんなに考え方が違うのだろうかと考えました。パラリンピックは教育的意義ということで、まだまだ障害に対する多様性や共生社会が成熟していないために、このような議論が起こったのだと思います。今回のオリパラ教育で、そこを目指して教育をしていただきたいと思っています。

以上です。

【教育長】 新井委員、お願いします。

【新井委員】 別紙1の出し方のことなんですけれども、情報の方にはケイパビリティという言葉がありまして、あまり人数が少ないときには、個人情報がない状態で公開したとしても、それが誰なのかということが判明しやすいということがあります。そのことが何か本人に不利益が起こればいけないので、あまりに数が少ない、20よりも少ないようなときには、あまり個別の子供が特定されにくい形で、別紙は出すのがよかったかなと思います。だから例えば新宿区、渋谷区、杉並区、八王子市みたいだったら、誰が誰だか全然分からないんですけれども、ちょっと都立学校の出し方があまり適切でないかなと思いました。取扱い注意にさせていただくと本当はいいかなと思いますけれども。

【指導推進担当部長】 おっしゃるとおりだと思います。このペーパーにも、様々な要素、情報のレベルがあって、どのレベルの内容をどう出していくかということは、いろいろとこれまで、ここにたどり着くまでも検討してきたんですけれども、確かに結果としてこういう数字になってしまったところで、改めて考えるということも必要だったかなと思いますので、アカウントビリティということとの兼ね合いの中で慎重によく検討していきたいと思っています。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それではよろしゅうございましょうか。

ここです承ということはないでしょうから、引き続きまた報告を詳細にさせていた

だきながら、私どもとしては最後まであらゆる対策を取って、これからも日々続いていきますので、そこで事故等ないように、臨機応変に対応しながら、逐一委員の皆様には情報をお伝えさせていただきながら、万全な対策を講じて運営していきたいと思っております。よろしゅうございますか。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

9月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 それでは次に、今後の日程について、教育政策課長の方からお願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会の予定でございます。次回の定例会は、9月9日木曜日午前10時から、ここ教育委員会室で予定しております。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては9月9日に開催したいと存じますけれども、よろしゅうございましょうか。

日程そのほか、何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の議事に入ります。

(午後0時14分)